

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築住宅課

許認可等の内容		小集落改良住宅保証人の変更許可
根拠法令等及び条項		栃木市小集落改良住宅条例施行規則第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市小集落改良住宅条例施行規則第6条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市小集落改良住宅条例施行規則抜粋 (入居の手続)</p> <p>第5条 改良住宅に入居の決定を受けた者は、決定のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 市内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居の決定を受けた者と同程度以上の収入を有する保証人2人の連署する小集落改良住宅入居請書(別記様式第3号)を提出すること。</p> <p>(保証人の変更)</p> <p>第6条 入居者の保証人が前条第1項第1号に掲げる要件を失ったときは、入居者は、速やかに小集落改良住宅保証人変更許可申請書(別記様式第4号)を提出し、市長の許可を受けなければならない。</p>	